

令和8年度

鳥取県看護職員修学資金

貸付制度のしおり

この修学資金は、看護師等養成施設を卒業後、鳥取県内で看護職員として就業される方のための貸付金です。

鳥取県福祉保健部健康医療局

医療政策課医療人材確保室

令和8年1月作成

目 次

I 看護職員修学資金貸付制度の概要	1
1 修学資金の特徴	
2 貸付けについて	
3 貸付金の返還・猶予・免除について	
II 修学資金の手続きについて	5
1 新規貸付申請について	
2 修学資金の貸付けを受けたら（共通事項）	
3 在学しているとき	
4 貸付けが終了したとき（貸付期間の終期が到来）	
5 貸付金を返還しているとき（返還期間中）	
6 返還の猶予を受けているとき（猶予期間中）	
7 返還の免除（就業猶予期間が満了したとき）	
8 その他	
III 貸付終了後の事例	10
ケース 1 <就業猶予> 県内で看護職員として就業した場合	
ケース 2 <返還> 県外の医療機関に就業、又は看護職以外の就業をした場合	
ケース 3 <進学猶予> 他の養成施設や大学院に進学される場合	
ケース 4 <在学猶予> 看護師養成施設に在学している場合	
ケース 5 <その他の猶予> 養成施設を卒業したが、免許を取得できなかった場合	
IV よくある問い合わせ	16



小さな「ありがとう」のために、大きな夢をのせて…。

I 看護職員修学資金貸付制度の概要

1 修学資金の特徴

貸付けの条件は？

- ・看護師等養成施設、大学院修士課程（看護学）に在学し、卒業後、鳥取県内で看護職員又は看護教員として就業する意思のあることが条件です。県外で就業する予定の方はご遠慮ください。

（定義）

看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

看護教員：看護師等養成施設の教員

修学資金の性格は？

- ・この修学資金は貸付金のため、返還が必要です。
原則、貸付期間（月数）と同じ期間（月数）で返還します。
- ・卒業後、県内で看護職員として就業すると5年間、返還の猶予を受けることができます。
- ・県内で引き続き5年間就業すれば、返還の免除（全部又は一部）を受けることができます。
- ・返還の猶予、免除を受けるためには、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（以下、「規則」という。）に基づき、県へ申請が必要です。

修学生の義務は？

- ・この制度は、様々な場面で修学生からの届出又は申請が必要です。養成施設での休学や退学、住所・氏名・連絡先（電話番号）、就業先及び連帯保証人の変更などは、規則に基づき、速やかに届出を行ってください。
- ・住所の変更、休学・退学、就業先の変更などについて、養成施設や就業先から県へ修学生の状況が報告されることはありません。修学生から直接県へ連絡が無ければ、県の担当者は把握できません。
- ・手続きについて、不明な点があれば、お気軽に下記担当までご連絡ください。

連絡先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課 医療人材確保室

（看護職員修学資金担当）

電話 0857-26-7190

ファクシミリ 0857-21-3048

電子メール kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp

※電子メールでお問い合わせの際は、必ず氏名、連絡先（電話番号）を明記してください。

メールでの返信を希望する場合は、鳥取県からのメールを受信できるように設定してください。

規則・条例

- ・鳥取県看護職員修学資金等貸付規則

http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000410.html

- ・貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000284.html

2 貸付けについて

貸付額（月額）

在学する養成施設	国立・公立	私立
看護系大学	48,000 円/月	61,000 円/月
看護系短期大学	32,000 円/月	36,000 円/月
保健師・助産師・看護師等養成所 (看護師2年通信制を含む)	32,000 円/月	36,000 円/月
看護系5年一貫校	32,000 円/月	36,000 円/月
准看護師養成所	15,000 円/月	21,000 円/月
大学院修士課程	国内 83,000 円/月	国外 200,000 円/月

※「国立」には、国立大学法人の他に独立行政法人国立病院機構が運営する養成所等を含む

※無利子

貸付期間

- ・貸付開始の月から養成施設を卒業する月まで（各養成施設の正規の修業年限が上限）

※2年次以降に貸付けを受ける場合は、その学年から卒業するまでの修業年限が上限

貸付けの決定

- ・毎年、7月頃に貸付けの決定（通知）を行い、貸付けを開始します。ただし、希望者が多数の場合は、ご希望に添えない場合もあります。また、貸付けの決定が遅れることがあります。

貸付方法

- ・4月、7月、10月、1月に3か月分まとめて、本人名義の銀行口座へ振り込みます。

（例）4月の振り込みは4月、5月、6月の3か月分

ただし、貸付けが決定した後、第1回目の振込は7月以降（6か月分まとめて）となる予定です。

連帯保証人

- ・貸付けを受けようとする方は、連帯保証人（資力のある方）を1名たてなければなりません。
- ・貸付希望者が未成年者である場合は、親権者又は後見人でなければなりません。

貸付けの休止（休学、停学）

- ・休学又は停学の処分を受けたときは、その翌月分から貸付けを休止します。

- ・残り期間分の貸付けは、復学が認められた年度の貸付休止した月から再開します。

（例）9月から休学し、翌年4月から復学した場合

当年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	貸付休止											
翌年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	復学	貸付休止					貸付再開					

貸付けの打切り（退学、辞退）

- ・養成施設を退学したときや貸付けを辞退したときは、その翌月分から貸付けを打切ります。

- ・退学した場合、翌月から貸付月額と同額で返還となります。

- ・退学日の翌月以降の分として、既に貸付けた修学資金がある場合は、直ちに返納が必要です。

- ・退学後に看護系以外の学校に入学した場合、学生であっても返還猶予の対象となりませんので、引き続き返還が必要です。

3 貸付金の返還・猶予・免除について

(1) 返還

返還期間

・貸付けが終了した後、次頁の（2）返還の猶予に該当しなければ、返還となります。

・3月に卒業し貸付けが終了した場合、その年の10月から返還開始

・原則、月賦均等払で、貸付期間（月数）と同じ期間（月数）で返還

貸付金の一部が免除となった場合も、免除後の返還額を貸付期間（月数）と同じ期間（月数）で返還します。

返還月額が5万円を超える場合に限り、返還月額を5分の4に減額し、返還期間を延ばすことができます。（返還総額は変わりません。）

また、一括返還も可能ですので、申し出てください。

返還月額（全額返還の場合）

借受時の養成施設	国立・公立	私立
看護系大学	48,000 円/月	61,000 円/月
看護系短期大学	32,000 円/月	36,000 円/月
保健師・助産師・看護師等養成所 (看護師2年通信制を含む)	32,000 円/月	36,000 円/月
看護系5年一貫校	32,000 円/月	36,000 円/月
准看護師養成所	15,000 円/月	21,000 円/月
大学院修士課程	国内 83,000 円/月	国外 200,000 円/月

▶返還月額が5万円を超えるので、申出により返還月額を4／5(48,800円)に減額することができます。その分、返還期間が延びて、貸付期間の1.25倍の期間での返還となります。

(例) 4年間、月額61,000円の貸付けを受けた場合は、月額48,800円を5年間で返還

支払方法

・県への返還方法は、以下の2種類から選べます。

①納入通知書

毎月、納入通知書を発行し、自宅へ郵送します。（毎月10日頃）

県から納入通知書が届きましたら、指定の納入期限（月末）までに納入通知書を金融機関の窓口又はコンビニエンスストアでお支払いください。ただし、一括返還等により1回の納入金額が30万円を越える場合、コンビニエンスストアでは納入できませんので、金融機関の窓口で納入してください。

②口座振替

毎月末にご指定の銀行口座から返還金の口座振替（引き落し）を行います。ただし、振替日が休日及び祝祭日の場合は翌営業日に引き落とされます。

振替日に資金不足で引き落としができなかった場合は、後日、納付書をご自宅に送付しますので、納付書により金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納入してください。

なお、口座振替を希望する場合は、「返還計画書」とともに、「鳥取県口座振替依頼書」を金融機関で手続きした上、提出する必要があります。

(2) 返還の猶予

猶予の条件

- 以下に該当する場合は、返還の猶予を受けることができます。
 - 卒業し、免許取得後、県内で看護職員又は看護教員の業務に従事しているとき。(5年間)
ただし、看護師免許を取得できる養成施設の在学中に貸付けを受けた場合、卒業後、准看護師として就業しても猶予の対象にはなりません。
 - 貸付終了後、引き続き看護師等養成施設、大学院(看護学)に在学又は進学しているとき。
(注) 養護教諭の養成機関は看護職員養成施設に該当しません。
 - 卒業し、免許を取得していない場合で、翌年の看護職員の試験を受験予定のとき。
(注) 卒業した翌年の試験で不合格(未受験含む)となった場合は、返還となります。
 - 県内で看護職員又は看護教員の業務に従事しているとき(上記①の期間中)に、自身の妊娠、出産又は育児を理由として退職したとき。
(注) 出産・育児猶予後に看護職員として県内で復職することが前提となります。
 - 災害、疾病及びその他止むを得ない理由により、返還が困難なとき。
(注) 看護職員として就業できない期間を証明する診断書等の書類が必要です。

(3) 返還の免除

免除の条件

- 卒業し、免許取得後、県内で看護職員又は看護教員の業務に、引き続き5年間従事したときは、以下の区分により返還の免除を受けることができます。ただし、免許は卒業の日から2年以内に取得しなければなりません。(卒業の翌年の試験で合格すれば返還免除の対象となります。)また、免除を受けるためには県へ申請が必要です。(手続きについては、8ページを参照)

免除の区分

半額免除	・ 200床以上の病院(精神病床80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。) 鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取生協病院、 鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、米子医療センター、 山陰労災病院、養和病院 (令和7年4月現在 9病院)
全額免除	・ 上記(半額免除)以外の県内の施設 (例) 200床未満の病院、診療所、訪問看護事業所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、各種介護サービス事業所、県市町村(保健師業務)など

※5年間に全額免除と半額免除の施設を異動した場合は、各施設の従事期間に応じて一部免除となります。

※一部免除(半額免除を含む)となった場合は、貸付総額から免除額を引いた残額について返還が必要です。

※大学院在学中の貸付けについては、200床以上の病院で就業しても全額免除の対象となります。

一部免除

- 県内での就業期間が5年に満たない場合でも、貸付けを受けた期間以上、県内で看護職員として就業したときは、貸付金の一部が免除となります。
5年一貫校で5年間貸付けを受けた場合、一部免除の対象になりませんのでご注意下さい。

- 一部免除の計算方法

$$\left\{ \text{免除額} = \text{貸付総額} \times \frac{\text{就業期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times 5 / 2} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{↑ 貸付期間が2年以下の場合は、24か月で計算する。} \\ \text{※半額免除の病院に就業していた場合は、上記免除額の1/2が免除額となります。} \end{array} \right\}$$

(注) 就業状況により免除額、返還額が変わりますので、事前に県の担当者にお問い合わせください。

Ⅱ 修学資金の手続きについて

1 新規貸付申請について

(1) 申請方法について

奨学金システム「ガクシー」によるオンライン申請となっています。

別添の登録案内により会員登録後、「ガクシー」システム上で申請してください。

オンライン申請では、マイナンバーカードによる本人認証（マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン又は IC カードリーダー接続のパソコンを使用）を予定しています。この本人認証が行えない方は、前述の担当連絡先までお問い合わせください。

(2) 申請に必要となる添付書類

以下のとおりを予定していますが、変更となる可能性がありますので、3月以降に鳥取県ホームページで最新の情報をご確認ください。

（鳥取県ホームページ「看護職員修学資金貸付制度」）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63573>

申請に必要となる添付書類	備考
(2) 在学していることを証する書類	各養成施設の様式で可。
(3) 連帯保証書（様式2号）	連帯保証人が記入。 (所得（課税）証明書、源泉徴収票の写しなど返済能力を証する書類を添付)
(4) 振込口座が確認できる書類	貸付希望者の口座名義・カナ氏名・番号が確認できること

(3) 添付書類の提出先

- ・県内の養成校：各学校に提出してください。
- ・県外の養成校：以下の宛先に郵送してください。

（郵送先）〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

鳥取県 福祉保健部 医療政策課 医療人材確保室 行

(4) 申請及び添付書類の提出期限

令和8年4月17日（金）必着

2 修学資金の貸付けを受けたら（共通事項）

修学資金の貸付決定後に、以下の要件に該当した場合は、必要な届出を行ってください。

（貸付けが終了した後も同様です。）

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類
修学生の氏名・住所が 変わったとき	<input type="checkbox"/> 氏名（住所）変更届（様式第10号） <input type="checkbox"/> 振込口座等登録（変更）申請書
連帯保証人の氏名・住 所が変わったとき	<input type="checkbox"/> 連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第20号）
連帯保証人を別の人 に変更するとき	<input type="checkbox"/> 保証人変更届（様式第23号）

3 在学しているとき

以下の要件に該当する場合は、県へ届出等が必要です。貸付けの休止、再開、打ち切り等の手続きを行いますので、事前に県の担当までご連絡ください。

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
休学 (停学)	<input type="checkbox"/> 休学・停学届 (様式第12号)	・翌月から貸付を休止します。
復学	<input type="checkbox"/> 復学届 (様式第13号) <input type="checkbox"/> 在学証明書 (各養成施設の様式)	・復学した年度の貸付けが休止となつた月から貸付を再開します。
退学	<input type="checkbox"/> 退学届 (様式第14号) <input type="checkbox"/> 借用証書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 返還計画書 (様式第7号) <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書	・退学した翌月から返還です。 ・退学日の翌月以降の貸付けを受けている場合は、返還金とは別に返納が必要です。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出
辞退	<input type="checkbox"/> 辞退届 (様式第11号) <input type="checkbox"/> 借用証書 (様式第5号) [返還の猶予を希望する場合] <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書 (様式第9号) <input type="checkbox"/> 在学証明書 (各養成施設の様式) [返還する場合] <input type="checkbox"/> 返還計画書 (様式第7号) <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書	・辞退した日の翌月から貸付打切り、返還です。 ・看護師等養成施設に在学中は返還猶予申請により返還の猶予を受けることが可能です。(在学猶予) ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出

4 貸付けが終了したとき（貸付期間の終期が到来）

養成施設を卒業したとき（又は留年したとき）に提出が必要な書類は進路によって異なります。貸付け終了の前月に、提出書類一式を修学生へ送付しますので、必要な書類を提出して下さい。

※県内養成施設に在学中の方は、養成施設を通じて配布します。

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
卒業	<input type="checkbox"/> 借用証書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 卒業（修了）届 (様式第15号) <input type="checkbox"/> 免許取得届 (様式第21号) <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書 (様式第9号) <input type="checkbox"/> 就業届 (様式第16号) <input type="checkbox"/> 返還計画書 (様式第7号) <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書	・左記のうち、進路により必要な書類を提出してください。 ・保健師（助産師）養成課程の在学中に貸付けを受けた方は、就職に必要ない場合でも、国家試験合格後、直ちに保健師（助産師）の免許申請を行ってください。保健師（助産師）の免許を取得していない場合、県内で看護師として就業していても返還対象です。
留年	<input type="checkbox"/> 借用証書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書 (様式第9号) <input type="checkbox"/> 在学証明書 (各養成施設の様式)	・貸付けは終了します。 ・貸付期間が終了した日から6か月を経過する日の翌月から返還です。 ・看護師等養成施設に在学中は返還猶予申請により返還の猶予を受けることが可能です。(在学猶予)

5 県外就業等により貸付金を返還しているとき

以下の要件に該当する場合は、県の担当者へ事前に連絡の上、必要な書類を提出してください。

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
県内で看護職員の業務に従事したとき	<input type="checkbox"/> 就業届（様式第16号） <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号）	・残りの返還金が返還猶予及び免除の対象となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

※月賦均等払で返還中の方は、残額を一括返還することが可能ですので、ご希望の方は県の担当者へご連絡ください。

6 返還の猶予を受けているとき（猶予期間中）

（1）県内就業による猶予を受けているとき（就業猶予）

以下の要件に該当する場合は、県へ届出、申請を行ってください。届出、申請がないと、返還の猶予は受けられません。

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
県内で就業先を変更したとき	<input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） …移転前の職場の就業期間の証明 <input type="checkbox"/> 就業場所移転届（様式第18号） …移転後の職場の証明	・就業先を変更（移転）する際の未就業期が <u>1か月未満</u> の場合
	<input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） …移転前の職場の就業期間の証明 <input type="checkbox"/> 就業届（様式第16号） …移転後の職場の証明 <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号）	・就業先を変更（移転）する際の未就業期が <u>1か月以上</u> の場合
離職、県外移転したとき	<input type="checkbox"/> 業務廃止届（様式第19号） <input type="checkbox"/> 返還計画書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書	・離職した翌月から返還です。 ・県内で看護職員の業務に従事した期間が貸付期間より長い場合は、返還金の一部免除を受けられます。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出
妊娠、出産、育児により退職したとき	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） <input type="checkbox"/> 妊娠出産のわかる書類（母子手帳の写しなど）	・出産猶予 離職の翌月から出産予定日の8週後までの間 ・育児猶予 3歳に達しない子を養育している間
疾病により退職したとき	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 主治医の診断書	・診断書には、就業できない期間（始期、終期等）を記載してもらってください。
就業状況の報告（年1回）	<input type="checkbox"/> 就業（在学）状況報告書（様式第24号）	・猶予期間の2年目以降は、毎年4月1日現在の状況を5月末までに県へ報告する必要があります。 ・対象者には毎年4月に報告書様式を送付します。

(2) 看護師等養成施設又は大学院進学により猶予を受けているとき（進学猶予）

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
退学	<input type="checkbox"/> 退学届（様式第14号） [看護職員として就業しない場合] <input type="checkbox"/> 返還計画書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書 [県内で看護職員として就業した場合] <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 就業届（様式第16号）	<ul style="list-style-type: none"> ・退学した翌月から返還です。 ・県内で看護職員の業務に従事した場合は、返還の猶予を受けることができます。（＊） ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出
在学状況の報告（年1回）	<input type="checkbox"/> 就業（在学）状況報告書（様式第24号）	<ul style="list-style-type: none"> ・進学により猶予を受けている場合、猶予期間の2年目以降は、毎年4月1日現在の状況を5月末までに県へ報告する必要があります。 ・対象者には毎年4月に報告書様式を送付します。

*進学先で2回目の貸付けを受けていた場合、2回目貸付分は退学の翌月から返還が必要です。

7 返還の免除（就業猶予期間が満了したとき）

県内で看護職員として5年間就業し、就業猶予期間が満了した場合、修学生からの申請により、免除の区分（4ページを参照）に応じて、貸付金（総額）の全額免除又は一部免除（半額免除を含む）します。提出書類は5年の猶予期間が満了する対象者に事前に送付します。

※提出書類についての最新の情報は鳥取県ホームページをご確認ください。

要件	提出書類	備考
県内で看護職員として5年間就業したとき	<input type="checkbox"/> 返還免除申請書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） [一部免除（半額免除を含む）により返還がある場合] <input type="checkbox"/> 返還計画書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ・全額免除と半額免除の施設を異動した場合は、各施設の従事期間に応じて一部免除 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出

免除額及び返還額の計算

（例）1,152,000円（月額32,000円×36月）の貸付けを受けた修学生が鳥取県立中央病院（半額免除施設）に48か月就業し、鳥取県立総合療育センター（全額免除施設）に12か月就業した場合

免除額

$$\text{半額免除期間} \quad 1,152,000 \text{円} \times \frac{48 \text{月}}{60 \text{月}} \times \frac{1}{2} = 460,800 \text{円} \cdots a$$

$$\text{全額免除期間} \quad 1,152,000 \text{円} \times \frac{12 \text{月}}{60 \text{月}} = 230,400 \text{円} \cdots b$$

$$\text{免除額合計 (a + b)} \quad 691,200 \text{円}$$

返還額

$$\text{貸付金額 } 1,152,000 \text{円} - \text{免除額 } 691,200 \text{円} = 460,800 \text{円}$$

↑36か月（月額12,800円）で返還

8 その他

看護系5年一貫校について

- ・看護系5年一貫校を3年で卒業した場合、この修学資金では退学という取り扱いになり、返還が必要となります。
なお、その後に別の看護養成校に進学する場合は、申請により在学中は返還猶予を受けることができます。
ただし、退学までの3年間の貸付については、県内で看護職員として5年間就業しても返還免除対象となりませんので、進学による猶予終了後は全額返還していただきます。

就業期間の計算方法について

- ・就業期間の計算は月数で数えます。免除を受けるためには引き続き60か月(=5年)県内で看護職員として就業する必要があります。1日だけ就業した月でも、その月は就業したものとみなします。
- ・看護助手、医療助手として就業した期間は、看護職員としての就業期間に含めません。
- ・就業場所を移転する際に生じた未就業の期間は、最大6か月まで求職に必要な期間と認め、返還を猶予します。6か月以内に再び県内の施設に就業すれば、就業期間は引き続いているとみなします。ただし、未就業の期間は免除に必要な5年の就業期間に含めません。
未就業期間が7か月を超える場合は、未就業期間分について返還していただきます。
(例) 月額32,000円の貸付を受けた方が、7か月間未就業となった場合
 $32,000\text{円} \times 7\text{か月} = 224,000\text{円}$ の返還が必要
未就業期間分の返還については猶予されませんのでご注意ください。
- ・県外へ転居するなど県内での就業する意思がない場合は、県内の施設を退職した翌月から返還となります。
- ・県内就業による返還猶予は、看護職員として就業を開始して5年を経過すると終了します。
5年以上就業されても、その期間については、免除の根拠となる就業期間には算入しません。
- ・就業猶予を受けた後、自らの妊娠・出産・育児を理由として退職される場合は、別途、猶予が受けられます。ただし、その期間については、就業期間に含めません。
なお、退職せずに産前産後休暇・育児休暇を取得した場合は、その期間は就業期間に加えます。
(就業先から就業証明書をもらう際に、就業期間から休暇期間を差し引く必要はありません。)また、出産・育児による猶予は、猶予期間満了後に県内で看護職員として復職することが前提となります。
- ・就業猶予期間中(5年間)に、県内の医療機関等を移転した場合、全額免除の施設と半額免除の病院をまたぐことがあります。返還免除額は就業先の期間に応じて、それぞれの施設の就業証明書に基づき計算をします。

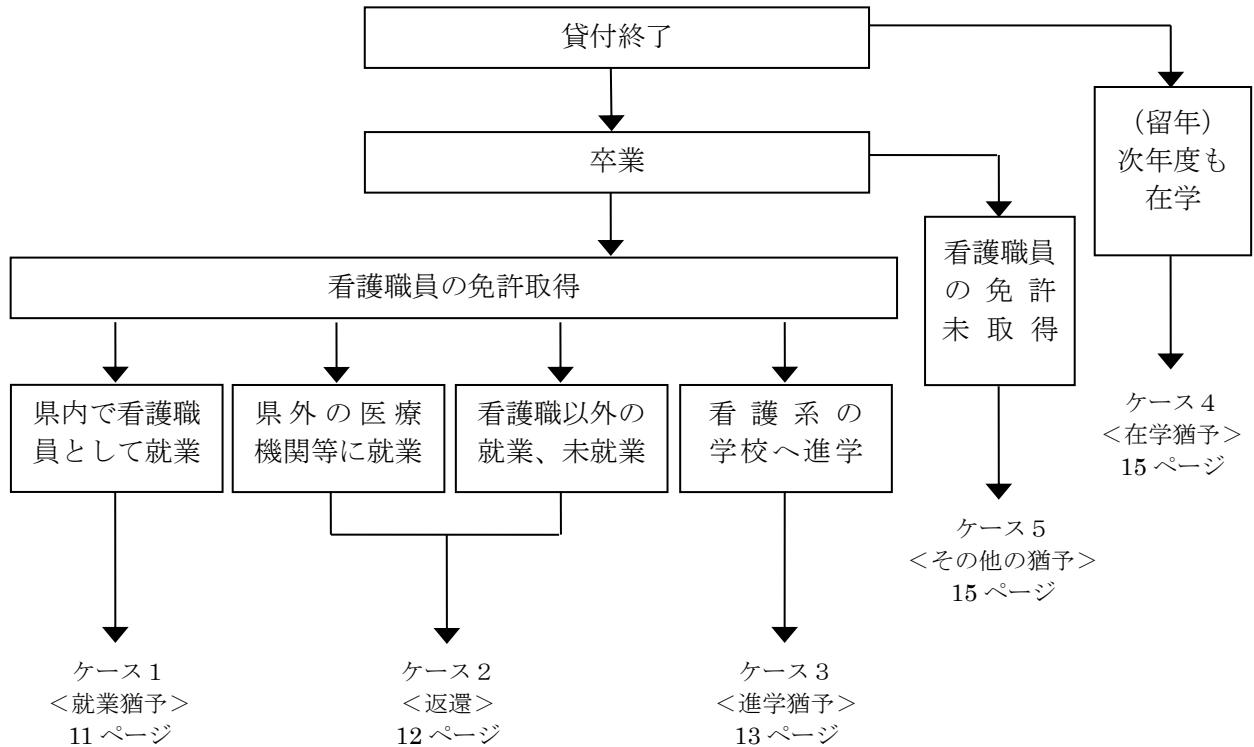
就業期間の証明について

- ・就業期間を証明する書類がなければ、返還猶予及び返還免除の決定ができません。就業場所を移転する際の「移転届」、「就業届」、「就業証明書」や毎年の「就業状況報告書」等は、必ず提出してください。
- ・就業証明書が揃わず、県内で就業していた証明ができない場合は、返還が必要となりますのでご注意ください。

III 貸付終了後の事例

貸付終了後の手続きについて、進路別の事例で説明します。

ご自身の進路に該当する事例（ケース）について、手続きの参考にしてください。



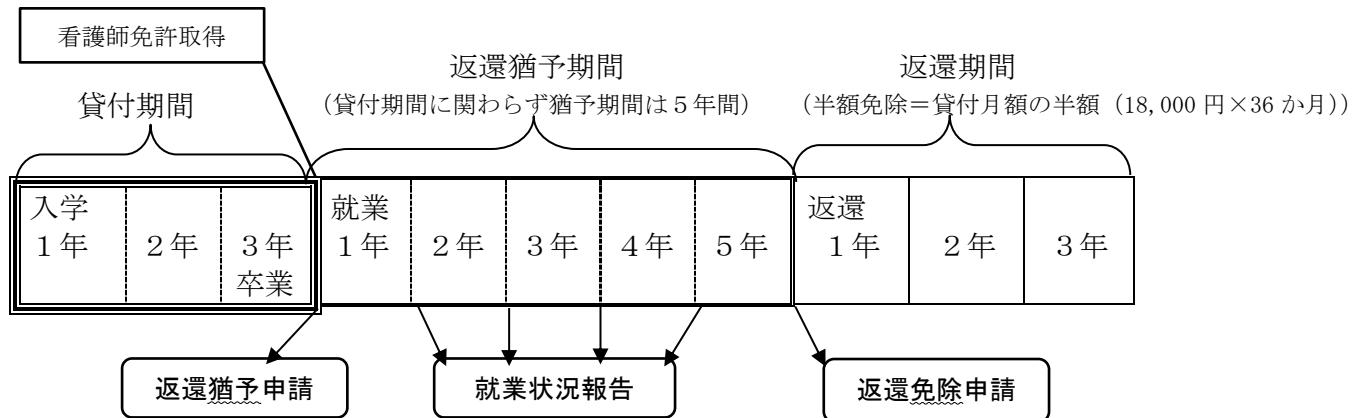
注) 看護師免許を取得できる養成施設の在学中に貸付けを受けた修学生は、准看護師として就業しても、猶予及び免除の対象となりません。

ケース 1
<就業猶予>

養成施設を卒業後、看護師免許を取得し、県内で看護職員として就業した場合

(例) 私立の看護師養成所に在学中、3年間（36か月）、月額36,000円の貸付けを受けた修学生が、免許取得後、県内の200床以上の病院（半額免除）に5年間就業した場合
(免除の区分は4ページを参照してください。)

⇒貸付終了時に返還猶予申請書など必要な書類を提出すれば、5年間の返還猶予を受けられます。返還金の免除を受けるためには、継続して5年間県内で看護職員として就業することが必要です。



〈提出書類〉

貸付終了時	<input type="checkbox"/> 借用証書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 卒業（修了）届（様式第15号） <input type="checkbox"/> 免許取得届（様式第21号） <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 就業届（様式第16号）…職場の証明が必要
就業猶予中	<input type="checkbox"/> 就業状況報告書（様式第24号）…職場の証明が必要
猶予満了時 (県内就業して5年経過)	<input type="checkbox"/> 返還免除申請書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 就業証明書（様式番号なし） <input type="checkbox"/> 返還計画書（様式第7号）…半額免除等により返還金が生じる場合に提出 <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書…返還金の口座引落しを希望する場合のみ

※書類の提出がなく、就業状況等の確認ができない場合は、返還猶予に該当する状況であっても返還が始まりますのでご注意ください。

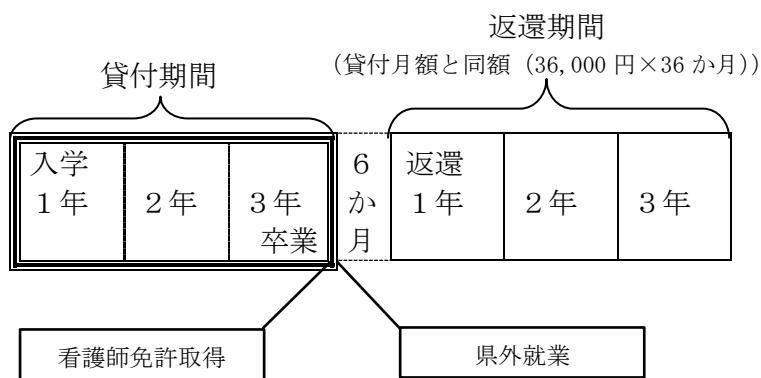
※就業猶予中に、ご自身の出産、妊娠及び育児を理由に退職した場合は、別途、返還猶予を受けることが可能ですので、県へご連絡ください。（提出書類は7ページを参照してください。）

ケース2
<返還>

養成施設を卒業後、県外の医療機関に就業、又は看護職以外の就業をした場合

(例) 私立の看護師養成所に在学中、3年間(36か月)、月額36,000円の貸付けを受けた修学生が、免許取得後、県外の医療機関へ就業した場合(看護職員として就業しなかった場合も同様)

⇒貸付期間が終了した日から6か月を経過する日の翌月(=10月)から返還となります。



〈提出書類〉

貸付終了時	<input type="checkbox"/> 借用証書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 卒業(修了)届(様式第15号) <input type="checkbox"/> 免許取得届(様式第21号) <input type="checkbox"/> 就業届(様式第16号)…職場の証明は不要 <input type="checkbox"/> 返還計画書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書…返還金の口座引落しを希望する場合のみ
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県外で就業していた方が鳥取県内の医療機関へ移転した場合

返還期間中に鳥取県内で看護職員として就業されると、返還金の残額が猶予、免除の対象となる場合があります。

ただし、いったん県に返還された貸付金を修学生へ還付することはありませんので、一括返還により返還金の残額がない場合は、県内の医療機関へ就業しても猶予、免除の対象にはなりません。

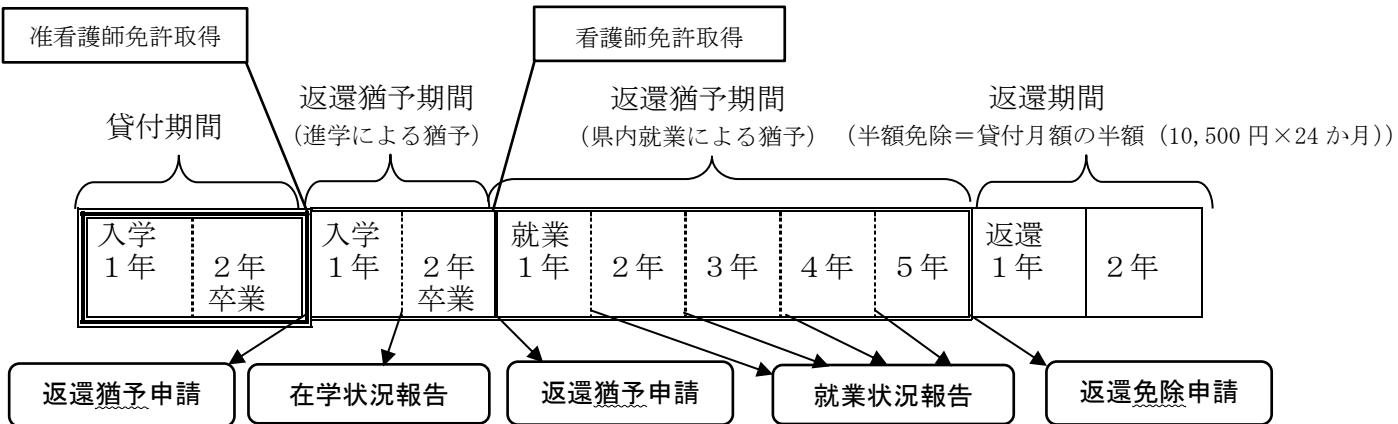
ケース3
<進学猶予>

養成施設を卒業後、他の看護職員養成施設や大学院への進学する場合

(例) 私立の准看護師養成所に在学中、2年間(24か月)、月額21,000円の貸付けを受けた修学生が、免許取得後、看護師養成所(2年課程)に進学したとき

(その後、200床以上の病院(半額免除)に就業)

⇒猶予申請書など貸付終了時に必要な書類を提出すれば、進学先の看護師養成所在学中は、返還猶予を受けられます。



〈提出書類〉

貸付終了時	<input type="checkbox"/> 借用証書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 卒業(修了)届(様式第15号) <input type="checkbox"/> 免許取得届(様式第21号) <input type="checkbox"/> 収還猶予申請書(様式第9号) <input type="checkbox"/> 在学証明書(各養成施設が発行する様式)
進学猶予中	<input type="checkbox"/> 在学状況報告書(様式第24号)…学校の証明が必要
進学による猶予終了時	<input type="checkbox"/> 卒業(修了)届(様式第15号) <input type="checkbox"/> 免許取得届(様式第21号) <input type="checkbox"/> 収還猶予申請書(様式第9号) <input type="checkbox"/> 就業届(様式第16号)…職場の証明が必要
就業猶予中	<input type="checkbox"/> 就業状況報告書(様式第24号)…職場の証明が必要
猶予満了時 (県内就業して5年経過)	<input type="checkbox"/> 収還免除申請書(様式第8号) <input type="checkbox"/> 就業証明書(様式番号なし) <input type="checkbox"/> 収還計画書(様式第7号)…半額免除等により収還金が生じる場合に提出 <input type="checkbox"/> 鳥取県口座振替依頼書…収還金の口座引落しを希望する場合のみ

※書類の提出がなく、在学状況等の確認ができない場合は、収還猶予に該当する状況であっても返還が始まりますのでご注意ください。

※進学先を退学すると、その月で収還猶予期間が終了し、翌月から返還となります。

ただし、退学後、直ちに県内で看護職員(上記の例では准看護師)として就業した場合は、収還猶予申請書(様式第9号)、就業届(様式第16号)を提出すれば、返還の猶予を受けることができます。

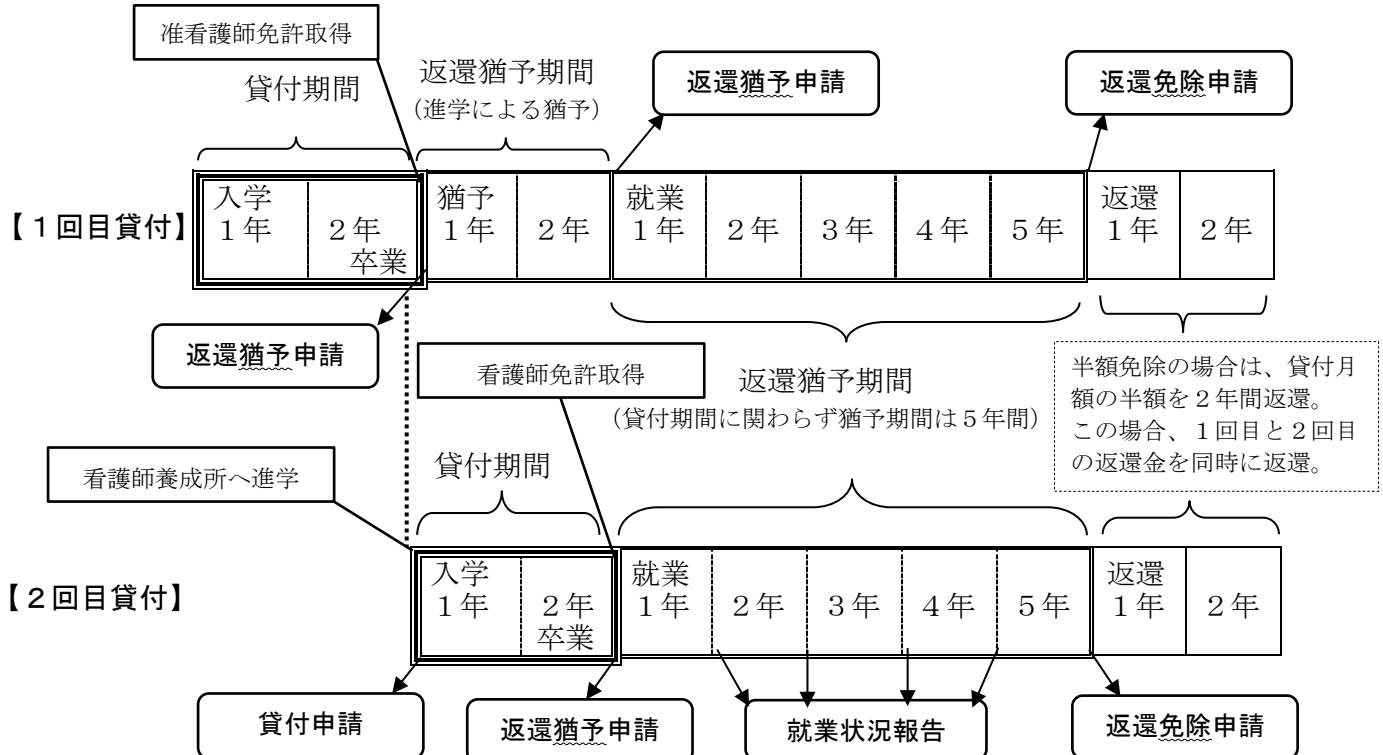
○進学した学校を卒業(猶予終了)後、県外の医療機関に就業した場合

⇒**ケース2<返還>**を参考にしてください。ただし、貸付時の養成施設を卒業したときと異なり、猶予期間が終了した翌月から返還となります。

進学するときの貸付け（2回目貸付）について

- 看護師養成所等へ進学する際に、新たな貸付申請を行うことにより2回目の貸付けを受けることも可能です。県の担当者にご相談ください。
- ただし、2回目の貸付けを受け、返還が必要となった場合は、返還が同時に始まります。
1回目と2回目の返還月額の合計を毎月返還していただくことになりますので注意ください。

(例) 准看護師養成所（私立）を卒業し、看護師養成所2年課程（私立）に進学し2回目の貸付を受け、その後、県内で看護職員として200床以上の病院（半額免除）に5年間就業した場合



貸付金額

- 1回目貸付 月額 21,000 円 × 24 ヶ月
- 2回目貸付 月額 36,000 円 × 24 ヶ月

貸付終了後の流れ

- 県内病院（半額免除施設）に就業 → 就業猶予期間（5年）満了 → 半額免除・半額返還

毎月の返還額

- 1回目貸付 $21,000 \text{ 円} \times 1/2$ (半額免除) = 10,500 円
- 2回目貸付 $36,000 \text{ 円} \times 1/2$ (〃) = 18,000 円 計 28,500 円

ケース4
〈在学猶予〉

看護師養成施設に在学している場合

(例) 留年し、引き続き在学する場合

- ・正規の修業年限以上の貸付けは受けられませんので、貸付けは終了します。
- ・貸付期間が終了した日から6か月を経過する日の翌月から返還となります。

⇒返還猶予申請書など貸付終了時に必要な書類を提出すれば、在学中は返還猶予を受けられます。

(貸付けを辞退して、在学中の猶予を希望するときも同様)

〈提出書類〉

貸付終了時

- 借用証書（様式第5号）
- 返還猶予申請書（様式第9号）
- 在学証明書（各養成施設が発行する様式）

ケース5
〈その他の猶予〉

養成施設を卒業したが、免許を取得できなかった場合

(例) 養成施設を卒業する年の看護師国家試験に不合格となった場合

- ・翌年の試験で合格し、免許を取得すれば、返還猶予及び免除の対象となります。

⇒返還猶予申請書など貸付終了時に必要な書類を提出すれば、翌年の試験結果が判明するまでの1年間返還猶予を受けられます。

ただし、卒業翌年の試験でも不合格（未受験含む）となった場合は返還となります。

〈提出書類〉

貸付終了時

- 借用証書（様式第5号）
- 卒業（修了）届（様式第15号）
- 返還猶予申請書（様式第9号）

IV よくある問い合わせ

共通

Q. 各種申請書の住所は住民票と違ってもよいですか？

A. 申請書に記入する住所は県からの通知文書等が届く住所としてください。

貸付けについて

Q. 他の奨学金等との併用はできますか？

A. 規則では、鳥取県看護職員奨学金との併用はできないことを定めていますが、他の奨学金等との併用については禁止していません。ただし、当県教育委員会が貸付けを行っている「鳥取県育英奨学資金」のように、看護職員修学資金との併用を禁止しているものがあります。他の奨学金等との併用については、それぞれの奨学金等を担当する部署等に鳥取県看護職員修学資金との併用が可能かお問い合わせください。

Q. 連帯保証人は親、または同一世帯の者でもいいですか？

A. 親または同一世帯の方でも可能ですが、修学生からの返還が滞った場合は、修学生に代わって返済していただきますので、必ず返済能力のある方を連帯保証人としてください。また、貸付希望者が未成年者の場合は、親権者か後見人でなければなりません。

Q. 貸付けの際に所得制限がありますか？

A. ありません。

Q. 貸付けを受けられるか、いつわかるのですか？

A. 希望者数にもよりますが、例年7月ごろに決定し、通知します。ただし、貸付希望額が貸付枠（予算額）を超過した場合は貸付けができないこともあります。

Q. 貸付けを受ける際の指定口座はどこの金融機関でもよいのか？

A. どこでもよいです。ただし、申請者（学生）本人名義の口座を申請してください。

返還について

Q. 病床数200床以上の病院（半額免除）に就職しましたが、いつから返還するのですか？

A. 就職して5年間の返還猶予期間が満了した後からです。県内で5年間就業したことを確認した後に免除金額と返還金額が確定します。ただし、返還免除を受けるためには申請が必要です。

Q. 県外で就業したので、返還しなければなりませんが、月々の返還額を少なくできますか？

A. 月々の返還額が5万円以上の場合に限り、5分の4の金額に減額し、返還期間を延ばすことができます。

それ以外は、貸付月額がそのまま毎月の返還金額となります。

例：36,000円/月の貸付を受けていた場合（私立の看護養成校など）

⇒返還は36,000円/月となります。

免除について

Q. なぜ200床以上の病院（大規模病院）は半額免除なのですか？

A. 県の施策として新卒看護師の就業が少ない200未満の中規模以下の病院、精神病床の割合が多い病院等への就業を促進するためです。

Q. 養護教諭（保健室の先生）として就業した場合、免除の対象になりますか？

A. 養護教諭は「看護職員」に該当しないため、免除の対象となりません。

なお、養護教諭は教育職員免許法で「教育職員（教員）」と定義されています。